

資料

弁護士報酬会規解説

東京弁護士会
弁護士業務改革委員会

「弁護士報酬会規解説」正誤表

第五章 時間制

157 頁3～4行目 → 削除

目次

はじめに	9
第一、改正会規の逐条解説	13
第一章 総則	13
第一条 目的	13
第二条 趣旨	16
第三条 弁護士報酬の種類	19
第四条 弁護士報酬の支払時期	22
第五条 事件等の個数等	27
第六条 弁護士の報酬請求権	29
第七条 弁護士の説明義務等	32
第八条 弁護士報酬の減免等	35
第九条 弁護士報酬の特則による増額	42
第十条 消費税に相当する額	45

第二章	法律相談料等	46
第十一条	法律相談料	46
第十二条	書面による鑑定料	49
第三章	着手金及び報酬金	50
第一節	民事事件	50
第十三条	民事事件の着手金及び報酬金の算定基準	50
第十四条	経済的利益—算定可能な場合	58
第十五条	経済的利益算定の特則	69
第十六条	経済的利益—算定不能な場合	71
第十七条	民事事件の着手金及び報酬金	73
第十八条	調停事件及び示談交渉事件	75
第十九条	契約締結交渉	78
第二十条	督促手続事件	81
第二十一条	手形、小切手訴訟事件	85
第二十二条	離婚事件	86
第二十三条	境界に関する事件	90
第二十四条	借地非訟事件	93

第二十五条	保全命令申立事件等	97
第二十六条	民事執行事件等	101
第二十七条	倒産整理事件	105
第二十八条	任意整理事件	108
第二十九条	行政上の不服申立事件	112
第二節	刑事事件	113
第三十条	刑事事件の着手金	113
第三十一条	刑事事件の報酬金	117
第三十二条	刑事事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合等	121
第三十三条	検察官の上訴取下げ等	122
第三十四条	保釈等	123
第三十五条	告訴、告発等	124
第三節	少年事件	124
第三十六条	少年事件の着手金及び報酬金	124
第三十七条	少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合	128
第四章	手数料	129
第三十八条	手数料	129

第五章	時間制	156
第三十九条	時間制	156
第六章	顧問料	158
第四十条	顧問料	158
第七章	日当	160
第四十一条	日当	160
第八章	実費等	162
第四十二条	実費等の負担	162
第四十三条	交通機関の利用	163
第九章	委任契約の清算	163
第四十四条	委任契約の中途終了	163
第四十五条	事件等処理の中止等	168
第四十六条	弁護士報酬の相殺等	169
附則		171

第二、弁護士報酬に関するQ & A	172
一、報酬説明書と見積書の違い、報酬の説明義務の内容	172
二、旧会規を適用すべきか、新会規を適用すべきか	174
三、報酬会規が定める標準額の意味、時間制との併用の可否	175
四、弁護士報酬の着手金、報酬金、手数料制と時間制との区別	177
五、成功報酬のみの約定での受任は可能か	179
六、一般の法律相談と初回市民法律相談	179
七、法律相談料の電話帳広告	181
八、一時間五万円以上の法律相談料は報酬会規違反になるか	181
九、契約書や遺言書の定型、非定型の区別	183
一〇、顧問料について	184
一一、具体的事例に基づく報酬額の算定方法	185
1、貸金請求	185
2、貸金請求の被告の場合	186
3、交通事故の損害賠償請求	187
4、土地、建物の明渡請求	187
5、賃料増額請求	188

6、借地非訟事件	189
7、境界紛争	191
8、離婚	192
9、認知	193
10、養育費の請求	194
11、子の氏の変更	195
12、遺産分割	195
13、遺留分減殺請求	196
第三、弁護士報酬に関する参考判例	198
資料	218

発刊にあたって

弁護士報酬会規解説をお届け致します。

東京弁護士会の弁護士報酬会規は、日本弁護士連合会の報酬等基準規程の全面改正を受けて、その基準の範囲内で全面的に改正され、平成八年四月一日から施行されております。

二〇年ぶりの大改正であり、弁護士報酬について根本的に検討し直して、改正したものであるから、施行当初、会員の側から報酬を定めるに当たって、戸惑いが見られ、適切な解説書の発刊が求められていた。

そこで、弁護士業務改革委員会の中に報酬会規解説書作成プロジェクト・チームを設け、解説書の作成に取り組んでもらった。

そして、ようやく一年を経過し、運用も根付き、疑問点も出尽くした、この時点において全面改正された報酬会規の解説書の出版を見ることになった。

その内容は、重要改正点については、その改正の理由と根拠を明示し、条文ごとに逐条解説を試み、ついで会員からの質問とその回答を整理し、合わせて判例も掲載し、弁護士報酬を扱う会員はもとより、弁護士に事件・事務を依頼する層にも役に立つものに仕上げたつもりである。

是非、本書を活用されて、報酬の請求と授受に当たり万遺漏なきを期し、弁護士業務の健全な発展を図って欲しい。

最後に、忙しい弁護士業務にもかかわらず、本書の執筆と編集に献身的に取り組まれた委員各位と事務局に感謝する次第である。

平成九年三月

弁護士業務改革委員会

委員長 白 井 正 明

はじめに

東京弁護士会の定める弁護士報酬会規は全面改正され平成八年四月一月から施行されている。弁護士報酬会規は、平成七年九月一日の日弁連臨時総会で全面改正され、同年一〇月一日から施行されている日本弁護士連合会の報酬等基準規程（会規第三十八号）に基づいて制定されたものであるが、右総会に提出された報酬等基準規程の全部改正の提案理由は以下の通りである。

「一 現行の報酬規程（会規第二〇号、以下「現行報酬規程」という。）は、各弁護士会の弁護士報酬等に関する規程を制定する基準を示すところ、昭和五〇年三月に制定されて以来既に二〇年が経過し、その間昭和五九年、平成元年及び平成四年の三回にわたって一部改正が行われた。しかしながら、現行報酬規程は、国民からは分りにくく、利用しにくい規定であるとの批判を受けており、弁護士会内部でも早くから抜本的改正の必要性が指摘されていた。

また、当連合会では、平成二年五月の第四一回定期総会において「司法改革に関する宣言」を採択し、司法を国民に分りやすく利用しやすいものに改革することを提唱したが、そのための方策の一つとして現行報酬規程の抜本的改正を挙げている。

そこで、当連合会は平成三年二月、弁護士業務対策委員会に対し、「報酬等基準規程の改正について」と題する諮問（平成二年度諮問第一三号）を行い、現行報酬規程全般について抜本的に検討して改正案を答申するよう求めた。なお、右諮問には、国民各界各層の意見を十分聴

取しながら審議を行われたい、との要望が付されていた。

二 弁護士業務対策委員会は、平成三年七月に「報酬規程改正検討小委員会」を設置すると同時に、右小委員会委員と消費者団体・労働組合・行政庁・経営者・マスコミ・学者・調停委員の各界代表七名による「弁護士報酬問題協議会」を一〇回にわたって開催し、各界各層の意見を聴取する傍ら、平成五年六月と平成六年二月の二回にわたる全国単位会への意見照会を経た後、改正案の作成に取り組み、同年一月一四日同委員会全体委員会において改正案を策定し答申した。

三 当連合会は、右改正案の答申を受けて、これを平成七年一月二〇日開催の理事会に付議してその審議を求め、理事会は同年二月一七日、同年三月一七日及び二七日の連続討議の結果、若干の部分修正を行った上で可決するに至った。

四 主な改正点は次の通りである。

1 弁護士へのアクセスを容易にするための改正点

① 法律相談に低廉かつ一定額が明示された初回市民法律相談料の規定を新設した。

② 民事事件、調停事件、示談交渉事件、契約締結交渉、督促手続事件及び手形小切手訴訟事件の各着手金と報酬金の割合を何れも一対二の割合に変更した。

2 分りやすくするための改正点

① 民事事件の着手金及び報酬金の算定率（通減率）を四段階に減らした。

② 離婚事件、境界に関する事件の着手金及び報酬金の額を明示した。また、借地非訟事件の着手金の額を現行報酬規程より低くしたほか、報酬金については申立人と相手方では受ける利益が異なることから、それらに対応する算定方法を規定した。

③ 契約締結交渉、督促手続事件、手形小切手訴訟事件について、従来のような民事事件の算定率の引用を避け、事件の種類に対応して算定する個別の逓減率を設けた。

④ 示談交渉を要しない即決和解、契約書及び遺言書の各作成など報酬の種類が手数料であるものについては、裁判上及び裁判外の各手続に分けた一覧表に一括するとともに、民事事件の算定率の引用を避け、事件の種類に対応して算定する個別の逓減率を設けた。

⑤ 事案簡明な刑事事件及び少年事件について、各着手金及び報酬金の額を明示し、その他の刑事事件の着手金及び報酬金の額も事件の内容によって区分し、予測しやすくした。

3 報酬の予測をしやすくするための改正点

① 弁護士に報酬の説明及び依頼者の申出があるときの報酬説明書の交付をそれぞれ義務付けた。

② 示談交渉事件、調停事件、訴訟事件など審理が上級審等に進行する場合の報酬算定方法を明示した。

③ 事件等、依頼者又は弁護士が複数の場合の報酬請求権について明確にした。

④ 依頼事件が途中で終了した場合の報酬の清算関係を明確にした。

五 右のとおり、本改正は長期間にわたる国民各界各層の意見聴取と綿密な審議を経て作成されたものであり、可及的速やかに実施すべきものと思料されるので、本総会に審議を提案する次第である。」

弁護士が依頼者との間で、弁護士報酬を定めるに当っては、今回の改正の理念を踏まえて欲しいものである。

－ 弁護士報酬会規解説 －

平成9年3月 発行

発行者 東京 弁護士会

弁護士業務改革委員会

〒100 東京都千代田区霞が関1-1-3

TEL 03 (3581) 2 2 0 1

印刷 篠田印刷株式会社

〒135 東京都江東区平野 3-7-7

TEL 03 (3642) 4 4 3 6